
住宅における用途上不可分とする離れの判断基準について

平成 29 年秋期部会

住宅における用途上不可分とする離れの判断基準は次のとおりとする。

住宅(母屋)の敷地内に、台所、便所、浴室のいずれか1以上の機能が欠けた住宅を建築する場合は、用途上不可分の離れとして取扱う。なお、シャワールームは、浴室とみなす。